

現行計画 【平成25年9月】	改定計画 【平成28年3月】	備考
目 次		
<p style="text-align: center;">《目次》</p> <p>0. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について..... 0- 1</p> <p>1. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の策定について..... 1- 1</p> <p>2. 海岸の保全に関する基本的な事項..... 2- 1</p> <p>2-1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項..... 2- 1</p> <p>2-2. 海岸の防護に関する事項..... 2- 4</p> <p>2-2-1. 防護の目標..... 2- 4</p> <p>(1) 防護すべき地域..... 2- 4</p> <p>(2) 防護水準..... 2- 5</p> <p>(3) 海岸保全施設の高さについて..... 2- 10</p> <p>2-2-2. 防護の施策..... 2- 12</p> <p>2-3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項..... 2- 14</p> <p>2-4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項..... 2- 15</p> <p>2-5. 魅力ある海岸づくりの健全な推進のための方策..... 2- 17</p> <p>3. ゾーン毎の海岸の現況及び保全の方向..... 3- 1</p> <p>3-1. ゾーン区分..... 3- 1</p> <p>3-2. 各ゾーンの現況と問題点・課題..... 3- 3</p> <p>3-2-1. 防護面における各ゾーンの現況と問題点・課題..... 3- 3</p> <p>3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題..... 3- 4</p> <p>3-2-3. 利用面における各ゾーンの現況と問題点・課題..... 3- 5</p> <p>3-3. 各ゾーンの保全の方向..... 3- 6</p> <p>3-3-1. 防護面における各ゾーンの保全の方向..... 3- 6</p> <p>3-3-2. 環境面における各ゾーンの保全の方向..... 3- 7</p> <p>3-3-3. 利用面における各ゾーンの保全の方向..... 3- 8</p> <p>4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について..... 4- 1</p> <p>4-1. 海岸保全施設の整備..... 4- 1</p> <p>4-1-1. 海岸保全施設整備の基本方針..... 4- 1</p> <p>4-2. 海岸保全施設を整備しようとする区域..... 4- 6</p> <p>4-3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等..... 4- 7</p> <p>4-3-1. 海岸保全対策工法の適用性..... 4- 7</p> <p>4-3-2. 海岸保全施設整備の全体計画..... 4- 9</p> <p>4-4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況..... 4- 10</p> <p>5. 用語解説..... 5- 1</p>	<p style="text-align: center;">《目次》</p> <p>0. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について..... 0- 1</p> <p>1. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の策定について..... 1- 1</p> <p>2. 海岸の保全に関する基本的な事項..... 2- 1</p> <p>2-1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項..... 2- 1</p> <p>2-2. 海岸の防護に関する事項..... 2- 4</p> <p>2-2-1. 防護の目標..... 2- 4</p> <p>(1) 防護すべき地域..... 2- 4</p> <p>(2) 防護水準..... 2- 5</p> <p>(3) 海岸保全施設の高さについて..... 2- 10</p> <p>2-2-2. 防護の施策..... 2- 12</p> <p>2-3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項..... 2- 14</p> <p>2-4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項..... 2- 15</p> <p>2-5. 魅力ある海岸づくりの健全な推進のための方策..... 2- 17</p> <p>3. ゾーン毎の海岸の現況及び保全の方向..... 3- 1</p> <p>3-1. ゾーン区分..... 3- 1</p> <p>3-2. 各ゾーンの現況と問題点・課題..... 3- 3</p> <p>3-2-1. 防護面における各ゾーンの現況と問題点・課題..... 3- 3</p> <p>3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題..... 3- 4</p> <p>3-2-3. 利用面における各ゾーンの現況と問題点・課題..... 3- 5</p> <p>3-3. 各ゾーンの保全の方向..... 3- 6</p> <p>3-3-1. 防護面における各ゾーンの保全の方向..... 3- 6</p> <p>3-3-2. 環境面における各ゾーンの保全の方向..... 3- 7</p> <p>3-3-3. 利用面における各ゾーンの保全の方向..... 3- 8</p> <p>4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について..... 4- 1</p> <p>4-1. 海岸保全施設の整備..... 4- 1</p> <p>4-1-1. 海岸保全施設整備の基本方針..... 4- 1</p> <p>4-2. 海岸保全施設を整備しようとする区域..... 4- 6</p> <p>4-3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等..... 4- 7</p> <p>4-3-1. 海岸保全対策工法の適用性..... 4- 7</p> <p>4-3-2. 海岸保全施設整備の全体計画..... 4- 9</p> <p>(1) 海岸保全施設の新設又は改良..... 4- 9</p> <p>(2) 海岸保全施設の維持又は修繕..... 4- 9</p> <p>4-4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況..... 4- 10</p> <p>5. 用語解説..... 5- 1</p>	
0. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について		
<p>0. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について</p> <p>銚子市の県境から館山市洲崎までの海岸は、平成 15 年 8 月に定めた「千葉東沿岸海岸保全基本計画」（以下「本計画」という。）に基づき、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていた。</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、千葉東沿岸において甚大な被害が発生したことから、防護の考え方を見直す必要が生じたため、津波対策に特にポイントを置き本計画を変更するものである。</p> <p>なお、九十九里浜ゾーンは、平成 24 年 5 月 22 日に先行して、計画変更を行なっていることから、今回はそれを除く、銚子半島ゾーンから館山・白浜ゾーンまでの東沿岸全域における津波防護を取り入れた計画変更を行うものである。</p>	<p>0. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について</p> <p>《平成 25 年 11 月 変更》</p> <p>銚子市の県境から館山市洲崎までの海岸は、平成 15 年 8 月に定めた「千葉東沿岸海岸保全基本計画」（以下「本計画」という。）に基づき、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていた。</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、千葉東沿岸において甚大な被害が発生したことから、防護の考え方を見直す必要が生じたため、津波対策に特にポイントを置き本計画を変更するものである。</p> <p>なお、九十九里浜ゾーンは、平成 24 年 5 月 22 日に先行して、計画変更を行なっていることから、今回はそれを除く、銚子半島ゾーンから館山・白浜ゾーンまでの東沿岸全域における津波防護を取り入れた計画変更を行うものである。</p> <p>《平成 28 年 月 変更》</p> <p>大規模な津波、高潮等に備える海岸における防災・減災対策の強化、海岸保全施設の老朽化への早急な対策などの必要性の高まりを背景に、平成 26 年 6 月に海岸法の一部が改正され、減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置づけや水門・陸閘等の操作規則等の策定、海岸保全施設の維持・修繕の明確化などが追加された。</p> <p>さらに、平成 26 年 12 月に改定された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、国が平成 27 年 2 月に海岸保全基本方針を変更したことから、計画変更を行うものである。</p>	P. 0-1

1. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の策定について

1. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の策定について

平成 11 年 5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、これまでの“被害からの海岸の防護（防災）”に加えて“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法目的に追加され、防災・環境・利用の3つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。さらに、砂浜が海岸保全施設として位置づけられているように、防災・環境・利用のすべての面において基礎となる砂浜の維持・回復・管理の重要性が増している。

また、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を沿岸毎に都道府県知事が定めることとなっている。このような状況に鑑み、千葉県は、茨城県境から洲崎に至る延長約 230km の千葉東沿岸を広域的な視点でとらえ、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設の整備等はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を推進していく。

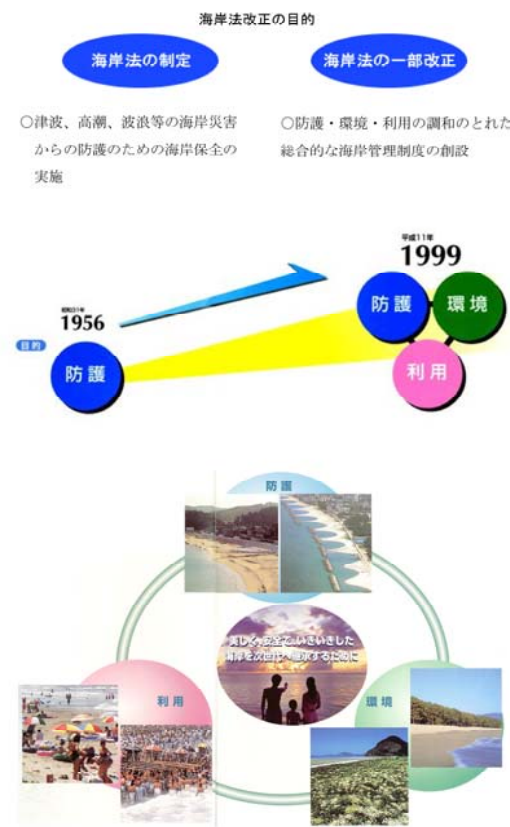


図-2 海岸法の改正
資料：「海岸保全基本方針」パンフレット・国土交通省 HP より引用・作成

1.千葉東沿岸海岸保全基本計画の策定について

平成 11 年 5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、これまでの“被害からの海岸の防護（防災）”に加えて“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法目的に追加され、防災・環境・利用の3つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。さらに、砂浜が海岸保全施設として位置づけられているように、防災・環境・利用のすべての面において基礎となる砂浜の維持・回復・管理の重要性が増している。さらに、平成 26 年 6 月 11 日に公布された「海岸法の一部改正」では、**防災・減災対策の強化、海岸保全施設の維持・修繕基準の創設などが位置づけられた。**

また、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を沿岸毎に都道府県知事が定めることとなっている。このような状況に鑑み、千葉県は、茨城県境から洲崎に至る延長約 230km の千葉東沿岸を広域的な視点でとらえ、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設の整備等はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を推進していく。



資料：国土交通省資料より引用・作成

P. 1-1

P. 1-2

1. 千葉東沿岸海岸保全基本計画の策定について

《本計画において定める基本的な事項》

～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進～
 千葉県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映した千葉東沿岸海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものである。
 本計画において定める基本的な事項と計画作成に当たって留意する事項を、次のとおりとする。

(1) 基本的な事項

① 海岸の保全に関する基本的な事項
 海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
 自然的特性や社会的特性等を踏まえ、海岸の長期的な在り方

ロ 海岸の防護に関する事項
 防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容

ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容

ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
 海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容

② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
 沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

イ 海岸保全施設を整備しようとする区域
 一連の海岸保全施設を整備しようとする区域(原則として)

ロ 海岸保全施設の種類の、規模及び配置等
 イの区域ごとの海岸保全施設の種類の、規模及び配置等

ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
 海岸保全施設を整備によって海岸侵食や高潮、津波等による災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等

(2) 留意した事項
 海岸保全基本計画を作成するに当たって留意した事項は次のとおりである。

① 関連計画との整合性の確保
 地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、「千葉県長期ビジョン」、「新世紀らばるか年計画」をはじめとした、県土の利用、開発及び保全、環境保全、地域計画等関連する計画との整合性を確保した。

② 関係行政機関との連携調整
 県庁内に設置した「千葉県海岸保全連絡調整会議」を中心とし、広範囲および様々な分野にわたる連携調整を図っている。

千葉県海岸保全連絡調整会議関係課
 防災危機管理部 防災政策課
 環境生活部 自然保護課
 商工労働部 観光企画課
 農林水産部 森林課
 農林水産部 水産局水産課
 農林水産部 水産局漁港課
 国土整備部 河川環境課
 国土整備部 港湾課
 国土整備部 河川整備課

③ 地域住民の参画と情報公開
 計画の策定段階において、地域の関係行政機関における計画内容の閲覧、県のホームページにおける意見募集、地域住民との意見交換会を実施する。さらに計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得ることとする。

④ 計画の見直し
 波浪、潮位および地形等の自然条件の変化や地域の要請および技術・基準の進捗等による社会条件の変化に応じて、計画の基本的な事項及び海岸保全施設の整備内容を点検し、適宜本計画を見直すものとする。

《本計画において定める基本的な事項》

～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進～
 千葉県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映した千葉東沿岸海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものである。
 本計画において定める基本的な事項と計画作成に当たって留意する事項を、次のとおりとする。

(1) 基本的な事項

① 海岸の保全に関する基本的な事項
 海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
 自然的特性や社会的特性等を踏まえ、海岸の長期的な在り方

ロ 海岸の防護に関する事項
 防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容

ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容

ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
 海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容

② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
 沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として以下を定める。

(海岸保全施設の設置又は改良に関する事項)
 イ 海岸保全施設を整備しようとする区域
 一連の海岸保全施設を整備新設又は改良しようとする区域(原則として)

ロ 海岸保全施設の種類の、規模及び配置等
 イの区域ごとの海岸保全施設の種類の、規模及び配置等

ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
 海岸保全施設の整備新設又は改良によって海岸侵食や高潮、津波等による災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等

(海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項)
 イ 海岸保全施設の存在する区域
 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存在する区域

(2) 留意した事項
 海岸保全基本計画を作成するに当たって留意した事項は次のとおりである。

① 関連計画との整合性の確保
 地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、「千葉県長期ビジョン」、「新世紀らばるか年計画」をはじめとした、県土の利用、開発及び保全、環境保全、地域計画等関連する計画との整合性を確保した。

② 関係行政機関との連携調整
 県庁内に設置した「千葉県海岸保全連絡調整会議」を中心とし、広範囲および様々な分野にわたる連携調整を図っている。

千葉県海岸保全連絡調整会議関係課
 防災危機管理部 防災政策課
 環境生活部 自然保護課
 商工労働部 観光企画課
 農林水産部 森林課
 農林水産部 水産局水産課
 農林水産部 水産局漁港課
 国土整備部 河川環境課
 国土整備部 港湾課
 国土整備部 河川整備課

③ 地域住民の参画と情報公開
 計画の策定段階において、地域の関係行政機関における計画内容の閲覧、県のホームページにおける意見募集、地域住民との意見交換会を実施する。さらに計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得ることとする。

表-2 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項と海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項		国が定めた海岸保全基本方針の内容
(1) 定めるべき基本的な事項		
イ、海岸の現況および保全の方向に関する事項		
○海岸の現況	自然的特性・社会的特性等	災害に対する適切な防護水準の確保
○海岸保全の方向	沿岸の長期的な在り方、総合的な海岸の保全の実施	海岸環境の整備・保全、海岸の適正な利用のための施設整備・ソフト面の対策 上記の総合的推進 防災・環境・利用全ての側面において重要となる砂浜の保全 国と地方の連携・協力 地方公共団体の主体的かつ適切な日常的海岸管理 所要の安全を適切に確保する防護水準を定める 津波・適切に想定した津波に対する防護 高潮：既往の最高潮位又は適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護 津波・高潮：施設の整備によるハード面の対策のみならずソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策 津波・高潮：背後地盤が低い地域や背後に人口・資産が集中した地域は、必要に応じ、より高い安全を確保。 侵食：現状汀線の確保が基本的な目標。必要に応じ回復を図る。 侵食：沿岸漂砂の連続性を勘案し、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応 侵食：領土・領海の保全の観点から重要な岬や離島における侵食対策の推進
ロ、海岸の防護に関する事項	防護目標(防護すべき地域、防護水準等)および施策の内容	海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避する。 喪失した自然の復元や景観の保全を含め、自然と共生する海岸環境の保全・整備を図る 壊れた景観、学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の壊れた自然を有する海岸の保全に十分配慮 海岸環境の適切な保全のための、必要に応じた一定の行為の規制(車両乗り入れ等) 溢流出事故等の突発的に生じる環境への影響等への適切な対応 海岸保全施設整備に際しての海岸環境保全への配慮と良好な海岸環境の創出(砂浜・植栽等の整備、海との触れ合いを確保するための施設整備) 保全すべき海岸環境に対する関係者の共通認識 海岸の利用の増進に資する施設整備の推進
ハ、海岸環境の整備および保全に関する事項	海岸環境を整備し、保全するための施策の内容	海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避する。 喪失した自然の復元や景観の保全を含め、自然と共生する海岸環境の保全・整備を図る 壊れた景観、学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の壊れた自然を有する海岸の保全に十分配慮 海岸環境の適切な保全のための、必要に応じた一定の行為の規制(車両乗り入れ等) 溢流出事故等の突発的に生じる環境への影響等への適切な対応 海岸保全施設整備に際しての海岸環境保全への配慮と良好な海岸環境の創出(砂浜・植栽等の整備、海との触れ合いを確保するための施設整備) 保全すべき海岸環境に対する関係者の共通認識 海岸の利用の増進に資する施設整備の推進
ニ、海岸における公衆の適正な利用に関する事項	海岸の公衆の適正な利用を促進するための施策の内容	基礎や利便性を損なう施設の存続や設置動向等に対する適切な配慮 自然環境の保全に配慮した海辺へのアクセスの確保 利用者のマナー向上等啓発活動の推進
②海岸保全施設の整備に関する基本的な事項		
(海岸保全施設の整備新設又は改良に関する事項)		
イ 海岸保全施設を整備しようとする区域	一連の海岸保全施設を整備しようとする区域	
ロ 海岸保全施設の種類の、規模及び配置等	イの区域ごとの海岸保全施設の種類の、規模及び配置等	
ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	海岸保全施設を整備によって海岸侵食や高潮、津波等による災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等	
(海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項)		
イ 海岸保全施設が存在する区域	維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存在する区域	
ロ 海岸保全施設の種類の、規模及び配置等	イの区域ごとに存在する海岸保全施設の種類の、規模及び配置等	
ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	ロの海岸保全施設の種類の維持又は修繕の方法	

資料：「海岸保全基本方針パンフレット」より引用・作成

P. 1-3

表-2 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項と海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項		国が定めた海岸保全基本方針の内容
(1) 定めるべき基本的な事項		
イ、海岸の現況および保全の方向に関する事項		
○海岸の現況	自然的特性・社会的特性等	災害に対する適切な防護水準の確保 海岸環境の整備・保全、海岸の適正な利用のための施設整備・ソフト面の対策 上記の総合的推進 防災・環境・利用全ての側面において重要となる砂浜の保全 予防保全の考え方に基づく海岸保全施設の適切な維持管理・更新 国と地方の連携・協力 地方公共団体の主体的かつ適切な日常的海岸管理 所要の安全を適切に確保する防護水準を定める
○海岸保全の方向	沿岸の長期的な在り方、総合的な海岸の保全の実施	海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避する。 喪失した自然の復元や景観の保全を含め、自然と共生する海岸環境の保全・整備を図る 壊れた景観、学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の壊れた自然を有する海岸の保全に十分配慮 海岸環境の適切な保全のための、必要に応じた一定の行為の規制(車両乗り入れ等) 溢流出事故等の突発的に生じる環境への影響等への適切な対応 海岸保全施設整備に際しての海岸環境保全への配慮と良好な海岸環境の創出(砂浜・植栽等の整備、海との触れ合いを確保するための施設整備) 保全すべき海岸環境に対する関係者の共通認識 海岸の利用の増進に資する施設整備の推進
ロ、海岸の防護に関する事項	防護目標(防護すべき地域、防護水準等)および施策の内容	海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避する。 喪失した自然の復元や景観の保全を含め、自然と共生する海岸環境の保全・整備を図る 壊れた景観、学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の壊れた自然を有する海岸の保全に十分配慮 海岸環境の適切な保全のための、必要に応じた一定の行為の規制(車両乗り入れ等) 溢流出事故等の突発的に生じる環境への影響等への適切な対応 海岸保全施設整備に際しての海岸環境保全への配慮と良好な海岸環境の創出(砂浜・植栽等の整備、海との触れ合いを確保するための施設整備) 保全すべき海岸環境に対する関係者の共通認識 海岸の利用の増進に資する施設整備の推進
ハ、海岸環境の整備および保全に関する事項	海岸環境を整備し、保全するための施策の内容	海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避する。 喪失した自然の復元や景観の保全を含め、自然と共生する海岸環境の保全・整備を図る 壊れた景観、学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の壊れた自然を有する海岸の保全に十分配慮 海岸環境の適切な保全のための、必要に応じた一定の行為の規制(車両乗り入れ等) 溢流出事故等の突発的に生じる環境への影響等への適切な対応 海岸保全施設整備に際しての海岸環境保全への配慮と良好な海岸環境の創出(砂浜・植栽等の整備、海との触れ合いを確保するための施設整備) 保全すべき海岸環境に対する関係者の共通認識 海岸の利用の増進に資する施設整備の推進
ニ、海岸における公衆の適正な利用に関する事項	海岸の公衆の適正な利用を促進するための施策の内容	基礎や利便性を損なう施設の存続や設置動向等に対する適切な配慮 自然環境の保全に配慮した海辺へのアクセスの確保 利用者のマナー向上等啓発活動の推進
②海岸保全施設の整備に関する基本的な事項		
(海岸保全施設の整備新設又は改良に関する事項)		
イ 海岸保全施設を整備しようとする区域	一連の海岸保全施設を整備新設又は改良しようとする区域	
ロ 海岸保全施設の種類の、規模及び配置等	イの区域ごとの海岸保全施設の種類の、規模及び配置等	
ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	海岸保全施設を整備によって海岸侵食や高潮、津波等による災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等	
(海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項)		
イ 海岸保全施設が存在する区域	維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存在する区域	
ロ 海岸保全施設の種類の、規模及び配置等	イの区域ごとに存在する海岸保全施設の種類の、規模及び配置等	
ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	ロの海岸保全施設の種類の維持又は修繕の方法	

資料：「海岸保全基本方針等に関する基本的な方針(平成27年2月変更)」より引用・作成

P. 1-8

現行計画 【平成25年9月】	改定計画 【平成28年3月】	備考
2. 海岸の保全に関する基本的な事項 2-1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項		
<p>《防護面からみた問題点・課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 長大な砂浜海岸である九十九里浜の両端部では侵食が著しく、未だ解決には至っておらず、放置しておけばさらに侵食が進行することが懸念される。 また、和泉、日在浦をはじめ、外房の一部のポケットビーチでは、侵食傾向や浜幅が狭い状態が見られる。さらには飛砂が問題となっている海岸もみられる。 ★ 太平洋に直接面することから、堤防・護岸等の整備により高潮・高波からの防護を図ってきたが、背後に道路や住宅などが立地し、越波、飛沫被害が問題となっている海岸が点在し、施設の老朽化もみられることなどから、高潮・高波対策の推進が課題となっている。 ★ 多くの沿岸市町村においては、津波ソフト対策が講じられているものの、過去において1677年の延宝地震津波、1703年の元禄地震津波など沿岸に多くの被害をもたらした津波の記録がある。また、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震津波では、九十九里浜ゾーン（飯岡漁港から太東漁港）を中心に甚大な津波被害が発生したことからその早急な対応と千葉東沿岸全域における海岸ごとのきめこまやかな津波対策の推進が課題となっている。 	<p>《防護面からみた問題点・課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 長大な砂浜海岸である九十九里浜の両端部では侵食が著しく、未だ解決には至っておらず、放置しておけばさらに侵食が進行することが懸念される。 また、和泉、日在浦をはじめ、外房の一部のポケットビーチでは、侵食傾向や浜幅が狭い状態が見られる。さらには飛砂が問題となっている海岸もみられる。 ★ 太平洋に直接面することからし、背後に道路や住宅などが立地することから、堤防・護岸等の整備により高潮・高波からの防護を図ってきたが、背後に道路や住宅などが立地し未だ、越波、飛沫被害が問題となっている海岸が点在しするなど、施設の老朽化もみられることなどから、高潮・高波対策の推進が課題となっている。 ★ 多くの沿岸市町村においては、津波ソフト対策が講じられているものの、過去において1677年の延宝地震津波、1703年の元禄地震津波など沿岸に多くの被害をもたらした津波の記録がある。また、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震津波では、九十九里浜ゾーン（飯岡漁港から太東漁港）を中心に甚大な津波被害が発生したことからその早急な対応と千葉東沿岸全域における海岸ごとのきめこまやかな津波対策の推進が課題となっている。 ★ 既存の海岸保全施設の老朽化が進んでいることから、海岸の防護に支障が及ばないよう、将来を見据えた計画的、効率的な維持管理・更新が求められている。 	P. 2-2
2. 海岸の保全に関する基本的な事項 2-2. 海岸の防護に関する事項 2-2-2. 防護の施策		
<p>～海岸管理～</p> <p>7) 海岸保全施設の維持管理</p> <p>定期的に巡視を行い、老朽化や不等沈下、液状化、地形の変化などにより施設の防護効果の低下が懸念される海岸保全施設については、点検、補修、施設の耐震強化などの適切な維持・管理を実施し、防護機能の保持に努める。</p>	<p>～海岸管理～</p> <p>7) 海岸保全施設の維持管理</p> <p>定期的に巡視を行い、老朽化や不等沈下、液状化、地形の変化などにより施設の防護効果の低下が懸念される海岸保全施設については、点検、補修、施設の耐震強化などの適切な維持・管理を実施し、防護機能の保持に努める。</p> <p>既存の海岸保全施設の老朽化が進行する現状を踏まえ、老朽化や不等沈下、液状化、地形の変化などにより海岸保全施設の防護効果が低下しないよう、予防保全の観点から、定期的に巡視や点検を行い、施設の劣化度や施設の機能維持にかかわる周辺の状況を的確に把握し、施設の長寿命化や耐震強化を図るなど、防護機能を保持する効率的な維持管理・更新を計画的に推進する。</p> <p>水門・陸閘等については、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施するなど、現場操作員の安全を確保した効果的な管理運用体制の構築を図る。</p>	P. 2-13

現行計画 【平成25年9月】	改定計画 【平成28年3月】	備考
4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について 4-3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等		
<p>4-3-2. <u>海岸保全施設整備の全体計画</u></p> <p>各地区における整備計画は、海岸の現況特性、及び地元市町村や地域住民の意向等を踏まえ策定した。</p> <p>図-4-1～図-4-5 においては、海岸保全施設整備の全体計画として、海岸保全施設の整備方針、施設の種類・規模、配置等を示す。なお、必要に応じて適宜、整備計画の見直しは行われるものとする。</p> <p>また、新規事業については、地域の意向や特性に応じて、景観や環境、まちづくりなどを考慮し、設置位置や構造などの詳細な検討を行うものとする。そのために、各地区における整備については、「海岸保全基本計画」を基本とし、地域の意向や特性に応じたきめ細やかな海岸づくりを推進していくために、海岸ごとに、地域住民や関係団体等の意見を聞くとともに、最新の調査・研究及び技術開発を踏まえた計画を策定し、防護・環境・利用が調和した総合的管理を行うことが望ましい。</p>	<p>4-3-2. <u>海岸保全施設整備の全体計画</u></p> <p>各地区における整備計画は、海岸の現況特性、及び地元市町村や地域住民の意向等を踏まえ策定した。</p> <p>表-4-3、図-4-1～図-4-5 においては、海岸保全施設整備の全体計画として、海岸保全施設の整備方針、施設の種類・規模、配置、維持又は修繕の方法等を示す。なお、必要に応じて適宜、整備計画の見直しは行われるものとする。</p> <p>(1) 海岸保全施設の新設又は改良</p> <p>また、海岸保全施設を新設又は改良する場合新規事業については、地域の意向や特性に応じて、景観や環境、まちづくりなどを考慮し、設置位置や構造などの詳細な検討を行うものとする。そのために、各地区における整備については、「海岸保全基本計画」を基本とし、地域の意向や特性に応じたきめ細やかな海岸づくりを推進していくために、海岸ごとに、地域住民や関係団体等の意見を聞くとともに、最新の調査・研究及び技術開発を踏まえた計画を策定し、防護・環境・利用が調和した総合的管理を行うことが望ましい。</p> <p>(2) 海岸保全施設の維持又は修繕</p> <p>海岸保全施設の維持又は修繕は、定期的実施した巡視や点検結果に基づき、施設の長寿命化を勘案し、背後地の状況や海岸利用を踏まえ、計画的かつ効率的に実施する。</p> <p>なお、海岸保全施設の維持管理や海岸保全のための養浜については、点検や修繕の履歴、モニタリングに関する分かりやすい記録の作成、引継ぎ(保存)が効果的、効率的な事業の継続には不可欠であるため、これを適切に行う。</p>	P.4-9

4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について
4-3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等 4-3-2. 海岸保全施設整備の全体計画

Table with columns for location (e.g., 鉾子漁港, 鉾子市), facility type (e.g., 堤防, 護岸), and detailed specifications including length and area. Includes a '備考' column for additional notes.

地域別 同一の基準を適用する区域と特定される一帯の海岸線の区分。
海岸線延長 平成28年度海岸線計画による。
計画 水防部(国土交通省) 国土交通省水防部(国土交通省), 港務局(国土交通省水防部), 農村振興局(国土交通省農村振興部), 水産庁(国土交通省水産庁)
備考 表裏に記載も有り。

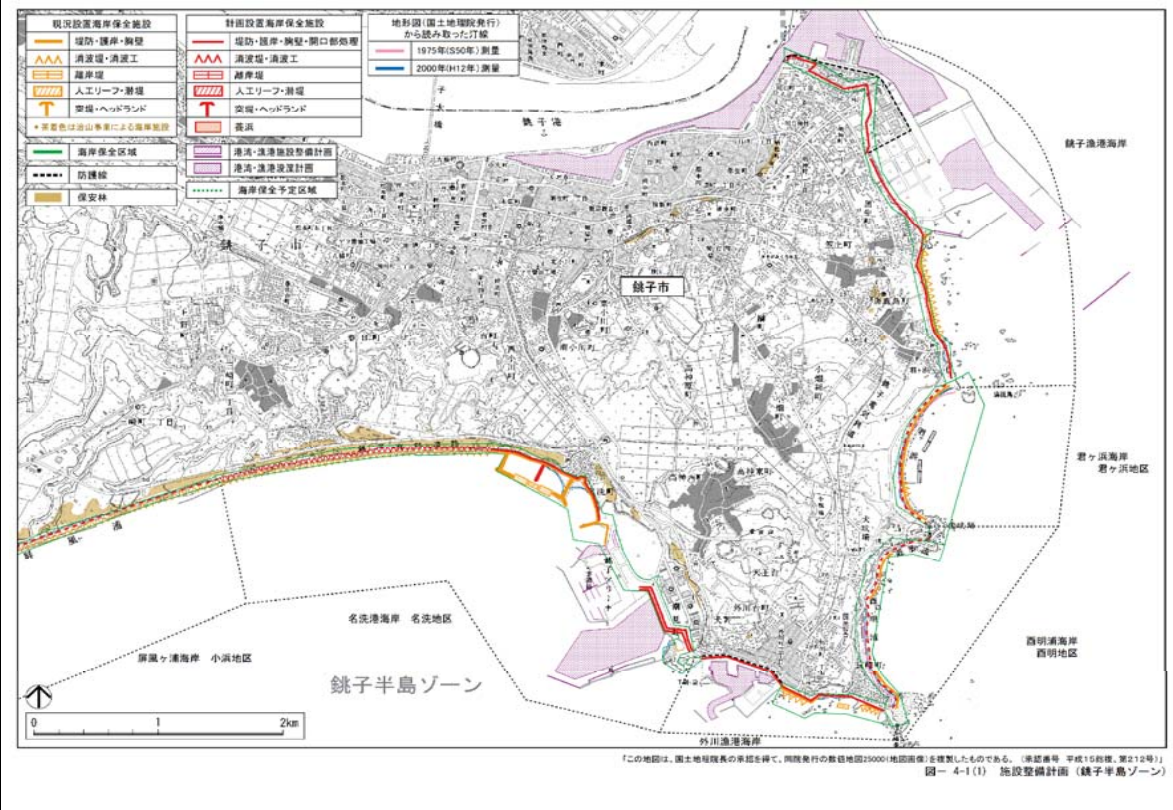
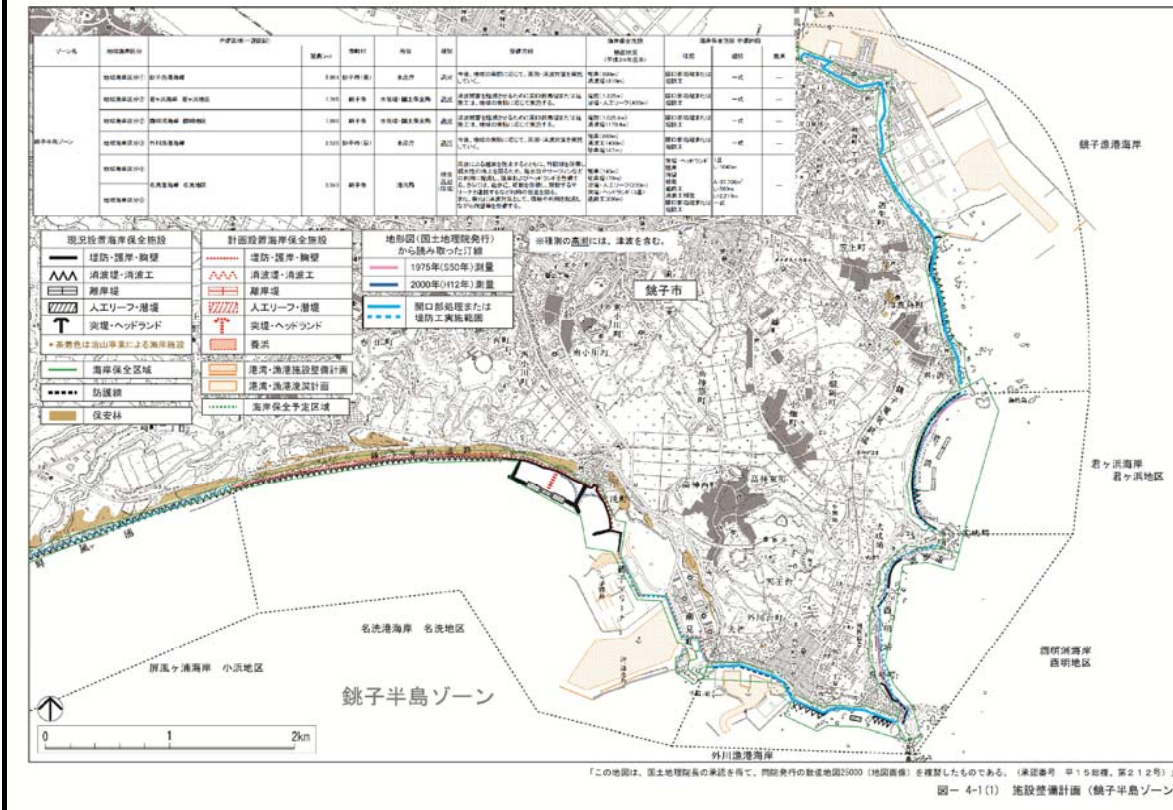


表: 4-11~4-22
図: 4-23~4-51